

議事日程第2号

平成23年9月7日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～4番）

日程第3 議案の委員会付託 7件

認定第1号 平成22年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成22年度御嵩町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成22年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成22年度御嵩町水道事業会計決算認定について

出席議員（12名）

| | | |
|------------|------------|------------|
| 議長 谷口 鈴 男 | 1番 高山 由 行 | 2番 山口 政治 |
| 3番 安藤 雅 子 | 5番 柳 生 千 明 | 6番 山田 儀 雄 |
| 7番 加藤 保 郎 | 8番 伊崎 公 介 | 9番 植松 康 祐 |
| 10番 大沢 まり子 | 11番 岡本 隆 子 | 12番 佐谷 時 繁 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-----------------|-------------------------|
| 町 長 渡 邊 公 夫 | 副 町 長 竹 内 正 康 |
| 教 育 長 丹 羽 一 仁 | 総 務 部 長 鍵 谷 昌 孝 |
| 民 生 部 長 瀬 瀬 久 美 | 建 設 部 長 松 岡 学 一 |
| 教育担当参事 安藤 信 治 | 企 画 調 整 担 当 参 事 三 輪 康 典 |
| 総 務 課 長 田 中 康 文 | 企 画 課 長 加 藤 暢 彦 |
| まちづくり課長 奥 村 悟 | 税 務 課 長 佐久間 英 明 |
| 住民環境課長 寺 本 公 行 | 保 険 長 寿 課 長 山 田 徹 |
| 福 祉 課 長 若 尾 要 司 | 農 林 課 長 植 松 和 徳 |
| 上下水道課長 亀 井 孝 年 | 建 設 課 長 伊 左 次 一 郎 |

会計管理者 藤 木 伸 治
生涯学習課長 玉 木 幸 治

学校教育課長 田 中 秀 典

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡 辺 謙 二

議会事務局書記 渡 辺 一 直

開議の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

なお、議会だより等に使用するため写真撮影を行いますので、これを許可いたします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 山田儀雄君、7番 加藤保郎君の2名を指名します。

一般質問

議長（谷口鈴男君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも、簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

6番 山田儀雄君。

6番（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいま議長から一般質問のお許しをいただきましたので、さきに提出いたしました通告書
に従いまして、質問をしたいと思います。

私も、この3月まで執行部の皆さん方と一緒に仕事をさせていただいていまして、今この場
におきまして一般質問をすることにつきましては、若干の違和感もありますけれども、よろし
くお願いしたいと思います。

質問につきましては、通告しました無水道対策事業に伴います給水分担金についての1点で
ございます。

この無水道地区の解消につきましては、平成7年地元地域、謡坂、小原、西洞、谷、綱木、
大久後地区におきまして、無水道地域水道対策委員会を立ち上げられました。その後、町では

平成10年に無水道地域対策事業基金条例を制定し、この無水道地域の解消に向けた事業の推進を図るために基金の積み立てをしてきた経過がございます。議会では無水道対策特別委員会が設置されまして、この無水道地域の解消に向けた協議がなされてまいりました。

地元において、無水道地域水道対策委員会が立ち上げられてから15年が経過しました昨年9月の第3回定例会におきまして、御嵩町水道事業の設置等に関する条例の一部改正条例が可決されまして、ことしの2月には事業認可が取得でき、今年度から事業の実施ということとなりました。その間には対象地域の全世帯の方々から、平成15年と平成20年度の2回にわたり要望書が提出されております。内容につきましては、いずれも上水道が整備された場合の加入と給水工事費、分担金でありますけれども、100万円を確約するものであり、早期に事業の着手を希望されるものであります。

今年度中には、この無水道地域に限った基金条例等の一部改正条例が提案されると思いますが、この地域の各世帯に係る給水工事分担金100万円につきましては、要望書においては確約はしたが、見直しを求める声が多いのも事実でございます。

その理由の一つにつきましては、町長の第1期目のマニフェストにありました水道料金の10%の減額であります。平成20年度から実施をされてはおりますけれども、この地域の方々には、こうした恩恵は水道が来ていないということもありまして、受けられないということもありますし、最初に要望が出されました平成15年度の総事業費が、概算では12億円以上かかるということでありまして、平成22年度の基本設計後の試算でありますと、総事業費が9億8,000万円ということに下がってきております。

この9億8,000万円につきましても、入札の結果によっては、まだまだ事業費の総額が下がってくるということも考えられますし、今回地元から要望があります給水工事、これは本体工事とは別でありますけれども、これについても当然下がってくるということが考えられます。また、地域の方々につきましては、今まで水の確保ということで、井戸の新設やボーリング調査、ボーリングなどについて多額な経費を既にかけて対応をされてきております。

以上のことから、各世帯に係ります給水工事の分担金100万円の取り扱いについて、見直しもしくは基金条例等の改正は行わず、現在の条例に基づきます給水工事に必要な経費を純粋に負担していただくということにつきまして、町長にそのお考えをお伺いしたいと思っております。以上でございます。

議長（谷口鈴男君）

渡邊町長。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

台風12号での被害は、当町は非常に軽く済んだということで、胸をなでおろしているところ
であります。

山田議員、つい部長と言いきなりになりますが、御質問にお答えをいたします。

基本的にはすべてを御理解しておられるということで、非常に安心して答えられるという部
分はございますが、まず水道料金の解釈、いわゆる値下げをしたことについての解釈でありま
すが、私は無水道地域の解決に向けての合意形成というのは、御嵩町全域でとらえなければい
けないであろうと。一般会計からも大変な借金をするわけですので、少なくとも伏見地区の
の方々にとっても負担を強いるということになってきますので、基金を毎年1,000万、無水道の
地域の方々に積み立てをしていくべきだという提案をさせていただいた立場からいいますと、
逆に水道料金が岐阜県一高いという状況での無水道地域の解消に向けての動きというのが、本
当に合意形成が全町民から得られるのかということが心配でありました。

そういう意味で、無水道地域の解消に向けての動きをする前に、水道料金を値下げした上で、
県下1位が2位になったわけでありまして、でき得ればそういう形での町民の皆さん、西
から東まですべての方々に、無水道地域の方々に理解を示していただきたいと、そういう意味
での合意形成が必要だということを考え、4年前の選挙でマニフェストに掲げさせていただい
て、即実行できたわけでありまして、いろいろ話をその後聞いていまして、やはり水道がな
い地域があるというのは、町長、それはだめだということをほとんどの方が言われますので、
安心したところであります。

中には、現在水道を使っているの方々にとってみれば、高料金であるというのは大変ネックで
もありますので、いわゆる費用対効果という上っ面だけの数字でいきますと、当然やれない、
やる意味がないというようなことをおっしゃる方も中にはありますので、そういう意味では、
合意形成をつくるためには、水道料金の値下げをさせていただいたと。1,500万円を一般会計
から支出しておりますので、料金の値下げ1,500万円に対して100戸の無水道解消のための基金、
毎年の1,000万円というのは、かなりバランスとしては、無水道地域の方々には、大きなバラ
ンスとしての支出がなされていると考えていただけたら大変ありがたく思います。

100万円についてでありますけれど、これほどある意味根拠を持たない数字が説得力を持っ
たという、珍しいケースだと私は思っております。その100万円という数字がいまだに生きた
状態にあるわけでありまして。

山田議員御承知のように、本年詳細設計をしております。いよいよ来年から事業が見える形
で始まっていくわけでありまして、当然、設計をすれば正確な数字が出てまいります。そ
の上で、当然入札ということになりますので、入札差金も出てまいります。金額的に言えば、
計画よりも高くなるということはないであろうということは思っておりますけれど、正直に申

上げますと、私の頭の中の計算では、これらの減額分もこの事業の中で、事業費の圧縮はできるという意味で計算済みの数字でありました。

しかし、選挙を通じていろんな話もお聞きしておりますし、それ以前からもいろんな要望は耳に入っておりますので、今後そうした、今度は100万円という数字が根拠ができてしまっはおりますので、これに対して、そうした減額分を柔軟に対応できるような方法を考えていきたい。必ずしも最終的に100万という数字になるかは決定的ではないということも、選択肢の中には入れております。

分担金を減額しますと、一般会計の借入れ分が本来は安くなった分、少なくなっていくということになってくるわけでありまして、今のシミュレーションの数字がそのまま生きてくるという形になってくるやもしれませんので、ぜひそういう意味では、議会の皆さんにもこの件については十分議論をしていただいて、当然、一般会計の財政負担分というものは、それほど軽くなるわけではありませので、少なくとも減額分について100万円から引くというような形をとれば、町の財源としては減額される部分が少なくなってくるので、議会の中でも財政を含めて十分な議論をしていただきたいと思います。

今回、特別委員会ができるかどうかわかりませんが、本来特別委員会というのはそういう議論をしていただくところだと私は思っておりますので、ぜひそのような議論をどんな形でもよろしいですので、しておいていただけたらありがたいと思います。

また、それぞれの状況に合わせてのそれぞれの分担、給水工事代金の負担でいいんじゃないかというお話もあります。これは御嵩町として心配しますのは、それによって加入者の減があらわれるという可能性があるんじゃないかと。もともとこの地域全体の事業として考えていこうということでありましたので、非常に安くなる方もお見えになるでしょうし、高くなってしま方もお見えになるだろうということ、高くなった方が、ここまで来て上水は要らないということになりますと、全体の事業としては非常に苦しいと言わざるを得なくなりますので、でき得れば、これは地域の方々でもう一度しっかりと議論をしていただいて、どのような体系をとっていくのかについて、答えをむしろ出していただきたい。

また、行政ともそういう意味では話し合いをしていきたいというふうに思いますので、少なくとも加入者が今現在70%強というところかなあと思いますが、ふえるような方法をとっていただかないと、将来的にも水道の今度は経営の方になってきますので、経営が非常にこれによって圧迫されるということは、当初より織り込み済みではありますが、一層厳しくなるということも考えられますので、ぜひ、慎重な協議をしておいていただきたい。

また、来年24年度から、実質目に見える形の事業が始まりますので、時間はあまりないということになるかと思ます。少なくとも今は9月ですので、半年過ぎて年度が変わりますと、

この事業が本当に町民の方々にも見える形で動き出すということになりますので、残された時間は非常に少ないという感覚をお持ちになって、こうした議論をしていただけたらと思います。タイムリミットは年内かなというふうに思っておりますので、ぜひ山田議員にもその点についてのお骨折りをいただいて、地域の中でまとまっていただく方法というものを探していただきたい。十分そういう意味では柔軟な対応はさせていただくつもりでありますので、この場をおかりしてお願いをしておきたいと思っております。少なくとも確約というものはあるわけですが、「確約の確約」と、こういう日本語があるかどうかわかりませんが、最終の確約はできるよう、ぜひ議員にも活躍を願いたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしまして、一般質問の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

[6番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

山田儀雄君。

6番（山田儀雄君）

ただいま町長から御答弁をいただきました。

その中で1点、条例の関係でありますけれども、条例が制定されなかった場合、地元の方で送水管から近い遠いによって金額のばらつきがある、加入率が落ちるということにつきましては、私もちょっと心配しまして、現在、地元の方で対策委員会があるわけなんですけれども、当然プール計算して対応していくということでもありますので、今加入者が70%ぐらいでありますけれども、その方たちについてはすべてプール計算、条例ができようと、現状の条例を使おうという部分で対応していくということは確認させていただきました。

何とか町長、今回の冒頭のあいさつの中で、2期目のマニフェストについて言っておられますけれども、昨年決まったことを粛々と経費削減のためという形でやっていきたいということでもありますので、我々もただいま柔軟な対応をしていきたいということもいただきましたので、議会としても、今後協議しまして詰めていきたい、そんなふうには考えております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

これで山田儀雄君の一般質問を終わります。

続きまして、1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

議長のお許しが出ましたので、さきに通告しておきました御嶽宿再生についてが1点、わいわい館、さんさん広場の1年間のこれはランニングコストを含めてですけど、総括が1点、ふるさとみたく応援寄附金の啓発についてが1点、計3点について一般質問いたします。

新人議員の初質問ですので、勉強不足の部分もごさいますでしょうが、御容赦願いまして、親切・明快な御答弁の方をよろしくお願ひします。

まず初めに、御嶽宿再生についてであります。

先日策定されました第四次総合計画の後期基本計画の重点プログラムにも、街道文化を生かした中山道活性化プログラムとありまして、その中には、引き続きですけど、伏見宿の景観保全のことも書いてありますが、今回は御嶽宿の景観のことについて絞って御質問いたします。

平成20年3月に御嶽宿地域再生構想が住民会議の皆さんと共同で策定されまして、それを受けて、平成21年3月に御嶽宿地域景観等整備指針を発表、以降御嶽宿再生事業がスタートしたと認識しております。

平成20年4月に御嵩町まちづくりの特命参事として、堀参事が県の方から2年間の約束という事で御嵩町へ来ていただきまして、結果3年間になりましたが、御嶽宿再生に向けて努力され、その間、議員の皆さんも多くの御意見を出され、補助金を予算の大部分に充当されまして、駅前施設のわいわい館、さんさん広場、みたけ健康館が平成22年に完成しましたのは、皆さん周知のことだと思います。

御嶽宿のおもてなし拠点が数件できまして、御嵩町の中、ドーナツ化する御嵩の町なかに、町内の人、町外の観光客、ウォーカーの人、少しでも来ていただけるように御嶽宿再生のスタートが切れたと御嵩町民としてはうれしい思いで見えていましたし、そういうものをつくって、後大変だなあとという思いも一町民としてはありました。

御嵩町御嶽宿場町再生には、何十年と長い時間がかかると前参事も一般質問の答弁で言っておられたように思います。私も記憶しておりますが、中津川の馬籠宿などは、住民主体の組織的活動が45年ぐらい、行政からの財政支援を受けるようになって38年ぐらいの年月を費やして今の町並みができているみたいです。私がよく行く郡上八幡の町並みもしかりです。あれは大正時代に大火事があつて、町並みを大正時代につくったのが今現在残っているそうですので、大変な時間と労力がかかって町並みづくりが保存されてきたように思います。

今は個人的な希望的な思いではありますが、御嵩町の町歩きを私がしているたびに駅前通りを見まして、馬籠のように、美濃のように、郡上八幡の古い町並みのように、御嵩もなっていくといいなあと夢見ております。

ここでお尋ねをいたします。

馬籠や美濃や郡上八幡のようには申しませんが、渡邊町政の1期目の4年間は、第四次総合計画の重点プログラムに沿って、県からも堀参事が特命として来ていただきまして、平成15年ごろですか、商家竹屋を整備しましてからは十三、四年になりますが、かなり密度の濃い御嶽宿再生に向けた取り組みの4年間であつたと思います。

それで、渡邊町政2期目の今後4年間は、御嶽宿の景観整備等のハード面、にぎわいの創出事業等のソフト面、1期目同様予算手当も含めまして、計画的に継続的に、そして積極的に取り組んでもらえるのか、所信をお伺いいたします。

次に、2点目の質問に入ります。

駅前施設わいわい館、さんさん広場についてであります。

私自身もわいわい館へはよくコーヒーを飲みに行きますし、イベントがあれば参加しておりますので、よく見ているつもりではおりますが、スタッフの方は大変人当たりもよく、館長ともよく話をしますが、いろいろと集客の工夫、努力はされているように思います。

しかし、裏の交流館の方は、写真の展示、住民グループの活動状況の紹介等、ミニイベントなど企画しているようですが、人があまり入っていないような気がします。また、さんさん広場においては、日曜日の宿の市、金曜日の夕方の音楽を聞いてのビアガーデンと、なかなか好評を得ているみたいです。町長初め町職員の方も、さんさん広場のイベントには少しずつですが参加していただいております。できればわいわい館の方も皆さん利用されると、少しでもにぎわいづくりになると思っております。

継続的に宿の市、楽しいイベント等、企画・実施していけば、にぎわいの拠点として、町内外の方に浸透していくと思われれます。せっかくつくった施設ですので、宿の市ではこんなものがこんなに安く買えるとか、こんな楽しいイベントをやっていて、さんさん広場は楽しくて飽きないよ、そんな言葉が口コミで広がるように、各種団体や住民グループの人たちと連携して、内容を充実させていくことが今後の課題ではないでしょうか。

ここで、2点目のお伺いをしますが、このわいわい館、さんさん広場の2施設であります、ともに完成してから1年以上経過いたしました。過去1年間、平成22年度分ではありますが、わいわい館の茶房棟と交流棟の利用者数、交流棟の方は、利用グループ数の方がわかりやすいかもしれませんが、それが1点目、1年間の人件費も含めての維持管理費、ランニングコストが2点目、完成1年後の施設の問題点、反省点、それを踏まえての今後の対策等ありましたら、それを含めて3点目、維持管理費の方は、観光協会さんとの重複部分の分かれている部分があると聞いておりますので、説明しがたい部分があると思っておりますが、よろしく申し上げます。

そして、さんさん広場については、わいわい館と同じように宿の市の回数とブースの利用状況、ビアガーデン等のイベントの回数とブースの利用状況が1点目、1年間の維持管理費、ランニングコストが2点目、これも同じように完成1年後の施設、イベントの問題点、反省点、同じように今後の対策等ありましたら、それを含めて3点目、各3点ずつ計6点の御答弁をよろしく申し上げます。

最後に、3点目の質問に移りたいと思っております。

ふるさと応援寄附金の啓発についてお伺いいたします。

私になぜこの質問をしようかと思いましたが、私は個人的に郡上八幡によく行って、郡上八幡の町なかをしょっちゅう歩いていました。ここ5年間ぐらいは四、五十日間も郡上八幡のまちを歩いておりますが、その中で応援寄附金のリーフレットは、やっぱり観光客に一番目につきやすいところに置いてあって、すぐ、私のような郡上フリークの者には、まちを歩いて応援したいなあという気持ちにさせてもらえるようなリーフレットの置き方もしてありますので、こういう質問をさせていただきます。

平成20年4月30日に公布されました地方税法の一部を改正する法律の制度により、ふるさと納税が始まったと思いますが、御嵩町もふるさと応援寄附金とネーミングしまして、御嵩町のホームページ上、一番右上にありますのでわかりやすいですけど、各施設等でのリーフレットのお願いなどがしてあるみたいです。しかし、平成20年から3年たった今、現在どれだけの人がふるさと納税に関心があって、そういうことをしたいかという思いは疑念に思います。

御嵩町は、ホームページ上で見る限りでは、平成22年度21件、561万6,035円とかなり個人の人、企業の人、大口の寄附金がありましたので、他の市町村と比べても決して少なくない金額を寄附していただいているということで、私自身も御嵩町も魅力あるまちなんだなあ、改めて実感いたしております。

ここで3点目お伺いしますが、この貴重な財源であるふるさとみたく応援寄附金ですが、啓発活動をしてまで寄附金を募ることへの抵抗感もあるかと思えます。しかし、町財政も大変厳しい折、私の浅はかな考えではありますが、無理なら無理と即答していただいたら結構ですので、聞いていただきたいです。

本町にある東濃高等学校、歴史的にも大変古い伝統校であるわけですし、町長もこの卒業生と伺っておりますが、今の御嵩町の魅力あるところなどの紹介をしながら、名鉄広見線問題、東濃高校の活性を訴えながら現状をお知らせして、ふるさと納税の啓発ができないものか。これは法的な問題、予算的な問題、いろいろな問題があるかと思えます。例えばダイレクトメールなどでそういう啓発ができないものか、啓発に対して何かいい考えがないか、お伺いいたします。

以上3点、御答弁の方、よろしく申し上げます。

議長（谷口鈴男君）

ここで高山議員にお聞きしますが、1番目の御嶽宿再生についての質問と、2番目の1年間の総括についてという質問、これ、答弁の方を逆にさせていただいて、まず総括を受けた中で今後の積極的な取り組みに対して町長の思いというものをいただいた方がわかりやすいかと思えますが、いかがでしょうか。

1 番（高山由行君）

議長の裁量にお任せします。

議長（谷口鈴男君）

それでは、鍵谷総務部長。

総務部長（鍵谷昌孝君）

それでは、今議長のお許しをいただきましたので、2番目の方からお答えさせていただきます。私が答弁する部分は、今の御質問の中のわいわい館、さんさん広場の1年間の総括についてというところでございます。

わいわい館、さんさん広場の2施設は、御嶽宿地域再生構想を実現するための拠点施設といたしまして、昨年4月にさんさん広場が、また昨年5月にわいわい館がオープンしまして、さんさん広場では宿の市、エコピアガーデンなど、だれもが楽しめる駅前施設として運営を行っています。

わいわい館は、北側の県道に面した茶房棟と南側の交流棟の2棟からなっており、茶房棟では、御嵩町観光協会が主体となって町の特産品の販売など、おもてなしと地域の方たちの交流の場としての業務を行っております。

少し具体例を挙げさせていただきますと、上之郷中学校が生産している舂五山茶を使ったお茶と、町内和菓子屋さんの銘菓をセットにしたオリジナルメニューを提供し、来館者に好評を博しております。また、特産品は季節によって20品目以上の品を取り扱い、特産品の情報発信を行っております。

交流館は岐阜大学と協定し、実施しているeラーニング講座、御嵩探検事業、ミタケ・クエストや老人会、同好会などの会議、つるアートなどの講習会などの会場として利用している状況であります。

ここで質問の内容ですけれども、この2棟の昨年度の利用状況は、利用団体は43団体、回数としては89回、利用人数は延べ2,505人で、1日平均というのは休館日を除いた開館日で割った分ですけれども、1日平均で9.6人が利用していただいております。

また、わいわい館の維持管理費は、人件費、光熱費等で、昨年度約397万8,000円かかっていますが、人件費については県の緊急雇用対策事業の支出金、その他太陽光発電売電収入、交流棟使用料など、合計で約78万8,000円の収入があり、差し引きいたしますと、町が持ち出す一般財源は約319万円でありました。

わいわい館の運営上の問題点としましては、古民家の敷地を利用して建築したもので、土地の形状から、茶房棟と交流棟が中庭を挟んで離れた施設となっているため、一体利用が難しいことと、交流棟のスペースが狭いため、茶房棟の利用者は多くありますが、交流棟の利用者が

少ないという点であります。

こうした点を反省材料としまして、今後のわいわい館の運営は、現状の観光協会主体による運営にとどまらず、御嵩町及び御嶽宿を積極的にPRしていただける団体に、施設全体を使うイベントの企画などを積極的に提案していただいて、利用者の増加を図っていきたいと思っております。また、情報発信については、インターネットなどを積極的に活用したいと考えております。

現在でも、御嶽宿・伏見宿探訪というヤフーブログを立ち上げておりますが、今後今まで以上にブログの更新を頻繁に行い、最新のイベント情報を提供したり、また、ことし7月に東濃実業高等学校が「じまんの原石」として中山道・御嶽宿を紹介したサイトで、同じくヤフーの地域情報総合サイトであるYahoo!ロコというポータルサイトがありますが、こうしたサイトを積極的に利用して、全国に広くイベント情報などを発信していきたいと考えております。

さんさん広場の昨年度の利用状況は、宿の市を11月までに12回開催し、広場南のブースは、個人や団体単位で79回の利用がありました。宿の市以外のイベントの会場としても6回利用され、ブースの利用は個人や団体単位で216回ありました。

また、さんさん広場の維持管理費は、ロータリーの清掃管理費などで、昨年度約67万円かかっておりますが、歳入で太陽光発電売電収入、ブース使用料など約57万6,000円の収入がありまして、町が持ち出す一般財源は約9万4,000円でありました。

さんさん広場の運営上の問題点としまして、ことしも夏にジャズライブなど新たな企画を試み、集客など一定の効果があらわれてきたと思っておりますが、こうしたイベント開催では、悪天候による会場の雨よけなどテントの心配、イベントを多くすればテーブル、いすなど備品の設置、撤去に要する回数の増加、楽器、照明などの電源確保、飲食物販売では水回りの確保など、現状の設備ではイベントの回数に伴って負担がふえますので、こうした負担軽減のため、今後周辺に保管庫等の整備を図るとともに、電源、水回りの利便性の向上などについても検討してまいりたいと思っております。

また、さんさん広場は、太陽光発電10キロワット分のソーラーパネルが設置されておりますが、町長の今定例会あいさつにありましたように、クリーンエネルギーと防災という視点で、この太陽光発電に蓄電池を組み合わせ、イベント開催時だけでなく災害時の非常用電源の供給、電気自動車の配置により高齢者等の災害時の足の確保など、防災の拠点としても位置づけ、整備を図っていく予定であります。

以上がわいわい館、さんさん広場の1年間の総括であります。

続きまして、3番目の質問の部分ですけれども、ふるさとみたけ応援寄附金について、制度開始からこれまでの啓発内容と今後の啓発活動についての御質問にお答えしたいと思います。

平成20年9月25日に御嵩町ふるさとみたけ応援寄附金条例を制定し、制度開始から主に三つの手段で寄附金を集めるための啓発を行ってまいりました。

まず、町のホームページのトップに寄附金の入り口を設け、この制度の目的、本町の取り組み、寄附金の指定など、わかりやすく説明し、寄附の御意思がある方には、簡単な操作で申込用紙がダウンロードでき、簡単に寄附ができるようにしております。

二つ目に、こうしたリーフレットですけれども、カラー刷りで作成し、本庁舎、各公民館、中山道みたけ館など町営施設、名鉄御嵩駅、老人福祉施設などの公共施設に設置し、また町外では、岐阜県の東京事務所にも設置しPRを行っております。

三つ目は、町広報紙によるPRで、平成20年から毎年お盆の時期に使用される方が目にされることを期待して、主に8月号の広報紙にPR記事を掲載しております。なお、本年度は東日本大震災被災者支援のための義援金を町として募っている最中であり、ふるさとみたけ応援寄附金の啓発記事は見合わせをさせております。

以上の啓発活動を行っておりますが、実際に寄附をしていただいた方には、後日ダイレクトメールで寄附金の使い道をお知らせするとともに、一定以上の寄附者には、あゆみ館のクッキー、御嵩町史などの記念品をプレゼントし、寄附のお礼と引き続き寄附をしていただけるよう啓発を行っているところであります。

今後はこうしたPR活動を継続する中で、現在の記念品の種類をさらにふやすことや、今のリーフレットは既に4年目になっておりますので、新しい内容に更新したり、今高山議員が御指摘のあったように、リーフレットの置き場所も考えて、よく目立つ場所に置いていきたいと思っております。

最後に、参考までに制度開始から寄附金の件数と額を申し上げます。

平成20年度は17件で約192万円、21年度は13件で約76万円、22年度は21件で約562万円でありました。以上で私の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

渡邊町長。

町長（渡邊公夫君）

高山議員の初陣ということで緊張されていたかと思いますが、ほどよい緊張感を保ち続けていただけたらと思います。

御嶽宿及び伏見宿の再生につきましては、御嵩町第四次総合計画に沿ったものであり、まだこれは道半ばでありまして、本年で5年経過したということでもありますけれど、今後も同様に再生を図っていききたいと思っております。

それぞれの施設のお話が今出ましたので、若干説明をさせていただきますと、その中で御嵩

地域活性化委員会という地元の方々の会があるわけでありますが、ここで議論をされまして、必要だとされたのが、いわゆるわいわい館の機能であったと言えます。

御指摘のように、交流棟の利用度が低いようでありますけれど、本来の目的である地域活性化という観点からいけば、拠点なわけありますので、日常的に交流棟において、また次なる活性化策が議論されるような場所とするのが理想だと思っておりますので、今後より門戸を開き、充実した施設としていきたいと考えております。

さんさん広場につきましては、町民の交流の場として再生エネルギーのシンボリック施設を活用しているという状況であります。さらなる充実を、今後皆さんに期待するところも大きくあります。また、健康館につきましては、介護予防のこれもシンボルとして町内外からの評価も高く受けております。そういう意味では、今後町内に何ヵ所かこうした介護予防の施設、既設の施設でいいと思っておりますので、設置をしていきたいというふうには思っております。

この3施設の建設費につきましては、町の一般財源からの持ち出しという意味では、総工費の15%ぐらいで済んでおります。事業費のほとんどをいわゆる起債で対応した中山道みたけ館であるとか竹屋資料館とは、ちょっとそういう意味では財源的な負担が違うということが根本的にあります。みたけ館については、民間都市開発機構からいただきました3,000万円を基金にしておりますので、厳選な審査を経た上で基金からの支出をしております。

また、ここ数年、外壁等の板張りや犬矢来など、景観をよくするという意味で趣を出したわけではありますが、これについては、県からの補助金が活性化委員会の方に直接出まして、御嵩町を経ず直接の補助で、ほぼ人件費に当たるような部分はありませんけれど、皆さんの協力によって実現した事業であります。

灯籠につきましては、事業等々で作成した可児工業からの寄附を受けたものであります。材料がなかなか入手が高くてできないというお話もありましたので、ならば御嵩町の間伐材等とも今後は使っていただけるような、提供しますよというお話はしてありますので、具体的に今後進めていきたいというふうに思っております。

このように、もちろん伏見宿も含めて、官民協働で進捗しておりますのが、現段階での御嶽宿の再生と言えます。今後も財政的な課題の克服をしつつ、知恵を絞り、汗をかき、財源を探しながらしっかりと対応していきたいというふうに思っております。今、具体的に言えば、伏見宿でも1件、御嶽宿では2件ほど、どうしたものかという議論が始まっておりますので、また議員の皆さんにも少なくとも御相談をさせていただくというようなことが出てくるかと思っておりますので、その節にはよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、いわゆるふるさと納税についての御質問に対して御答弁をさせていただきます。

私自身この制度については、決して小さくはない期待をしておりました。といたしますのは、

御承知のように御嵩町は小和沢産廃問題がございました。水トラストの方々の表現をおかりするならば、500万人の命の水という表現があるわけですので、少なくともその500分の1、500人に1人がふるさと納税の制度を利用していただければと、そんな期待感がありました。

水トラストの企画されたパネルディスカッションに私は出席した際にも、小和沢の産廃問題が白紙となったにしても、業者が土地を持っている限り心配だという声も上がりましたので、いわゆるトップセールスのつもりもありましたから、このふるさと納税について説明をさせていただいた経緯がございます。

しかしながら、残念ではありますけれど、この3年間、そうした形でのふるさと納税は一切1件もなかったということでもあります。制度が始まったときには、担当者は御嵩町はよそのまちとは違って、一けた二けた違うようなふるさと納税があるかもしれないぞと、小和沢の土地をこうしたお金で買えというような納税をしていただける方が、若干お見えになるであろうということは思っておりましたので、500万人のうち1万人が1万円納税していただければ幾らになるか計算すればわかりますので、そんな期待をしていたという部分がございますけれど、やはり本当の意味で、御嵩町に対する愛情の持っている方々に結果的にはトップセールスすべきということが改めてわかりましたので、今後動きとしては、何かよすがを見据えつつ行っていきたいというふうに思っております。

まず、その具体的な切り口としましては、やはり東濃高校かなということは思っています。ただ、東濃高校同窓会がありますけれど、私自身も一OBであります。現在の同窓会長はだれなのか、私知らないというような状態です。役員構成がどのようになされているのかも存じ上げておりません。そういうことですので、どんな活動をしておられるのかということについても全く存じ上げていないというのが実態であります。今後調べた上で、東濃高校の同窓会の方々とどのような協力関係が結んでいただけるのか、また構築できるのかということ具体的に考えてまいりたいと思います。同窓会報みたいなのが出るのであれば、そういう中でふるさと納税というような形もとっていけるのではないかと、啓発ができるのではないかと考えております。

また、これも実態が明確ではありませんけれど、東京には御嵩町ゆかりの方々の嵩山会なる、御嵩の嵩を書いて嵩山会と読むとお聞きしておりますが、そうした会があると聞いております。これも実存するかどうか確認はしておりませんので、今後もしそういう会があり、開催されるのであれば、町長としてそうしたお願い等々、啓発に赴きたいということは考えております。まずは隗より始めよと申しますので、基本的に足元から始めるべきだという考え方をこのころしております。御嵩町の職員は164人今いるわけですが、町内在住は100人ほどです。六十何人かは町外から来ているということですので、公務員であつてもふるさと納税を御嵩にする

ことは十分できるかと思しますので、まず、それぞれの課長がそれを始め、部下に伝えていくということが肝要であると思しますので、決して強制はできませんけれど、自分の働く町が少しでもよくなればという思いがあれば、地方公務員といえど、そうした思いを持つということについては非常に大切だと思しますので、お金のありがた味を知っていただくという意味でも適切な方法かと思しますので、奨励という形で実行していきたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

議員の方々でも、御兄弟や親戚の方がお見えになるかと思しますが、こういうものは一般的に紙をばらまいて、現実的に入るというものではないと思しますので、ぜひ具体的な方をお願いをするというのが最も効果があるのではないかなと思しますので、ぜひ皆さんもセールスマンとして活躍していただけたらということをお願いしまして、御答弁にかえさせていただきます。ありがとうございました。

〔1番議員挙手〕

議長（谷口鈴男君）

高山由行君。

1番（高山由行君）

明快な御答弁ありがとうございました。

ちょこっとだけ再質問という形で聞かせていただきたいのですが、こういう御嵩町活性、御嶽宿場の再生事業ですけど、やり始めのときは建物を建てる、これを建てるといったときには、話し合いが審議会、その他もろもろの会議がたくさんあって話し合いは尽きないんですけども、建てた後、わいわい館もさんさん広場もそうですけど、その後の住民との対話、これはやっぱり少ないような気がしますので、これから御嶽宿を元町、昭和町、上町まで考えるならば、そこら辺の住民さんとの話し合いはやっていかれるのか、やっていかれないのか、そこら辺のことだけ少しお聞きをしたいんですが。

議長（谷口鈴男君）

渡邊町長。

町長（渡邊公夫君）

施設が完了した後の、いわゆる運営ということになるかと思しますが、運営協議会というのはもちろん開きつつ、先ほどの地元の会の方々も当然あれで終わりではありませんので、議論をしていただいて、その中にわいわい館等の運営についても協議していただく場を設けていきたいというふうに思います。

最終的に、理想はそうした運営委員会の方で決めていただくことになるかと思しますが、指定管理者制度というものが使えないかということは思っておりますので、3年間はしっ

かりと見ていこうと、その上で判断していこうということで、わいわい館の位置づけとしてはしておりますので、ぜひその点については御理解いただいて、今後、町からの持ち出しを最小限にとどめるべく方法を考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔1 番議員挙手〕

議長（谷口鈴男君）

高山由行君。

1 番（高山由行君）

明快な御答弁ありがとうございました。

わいわい館、さんさん広場のランニングコストの件につきましては、紙でいただけるのならば資料として、後日議員全員に配付していただければありがたいと思います。

私的な考えではございますが、まちづくりは、形として残るハード面、心に残るソフト面と両方どちらも並行して手当てしていくものだと考えていますが、チーム渡邊、今後4年間、よろしく御嵩町の宿場まちづくりもお願いして、私の1回目の一般質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

これで高山由行君の一般質問を終わります。

続いて一般質問を行います。

11番 岡本隆子さん。

岡本さんの質問につきましては、一問一答方式の申し出がございましたので、一問一答方式で行いたいと思います。

1 1 番（岡本隆子君）

それでは、お許しをいただきましたので、通告してあります3点について、一問一答で一般質問をさせていただきます。

まず、1問目でございます。地域公共交通とデマンド交通についてでございます。

交通は私たちの日常生活に大変重要な役割を持ち、交通は衣食住とともに日常生活になくてはならない、そして、交通は豊かな生活をはぐくむ手段であると考え、安心・安全な社会の大きな役割を果たすものであると考えます。

朝日新聞社が2006年10月に実施いたしました世論調査、地方分権とまちづくりにおいて、自分が住む地域のよいところと悪いところを大都市、これは東京23区と政令指定都市と小さな市町村、人口5万人未満の市町村でアンケート調査をしています。

大都市のよいところの1位は「交通の便がよいこと」67%、小さな市町村の悪いところの1

位は「交通の便が悪い」という、これが50%でした。この調査でも明らかなように、交通手段の確保は、日常生活やまちづくりにおいて中心的な課題となります。今や町民の足を守る施策の確立は地域社会の喫緊の課題であり、それは主に公共交通サービスの政策的確保からなる総合交通政策の展開にかかっているとと言えます。

総合交通政策は、基本的に交通ビジョン、交通計画、具体的施策体系で構成されています。施策の効果的展開のためには、交通ビジョン、つまり交通基本条例をはっきりと定めることが大切であると考えます。

町では住民からの要望を受けてふれあいバスの運行、あるいは名鉄広見線に接続するエコバスの運行などがありますが、どちらかといえば、対照的な対応にならざるを得ない現状であると思います。町は名鉄電車などの交通事業者への対応だけでなく、車社会や道路行政も含めた総合的な交通政策を推進していくことが、まちづくりの観点からも必要となり、交通政策の実現の枠組みを明確にし、町民や議会に説明責任を果たすことが求められていると思います。

また、厳しい税制状況のもと、効率的な財政運営が求められており、交通政策を実現するための財政についても評価し、情報公開していくことが町に求められています。そのためには、町は地域交通の確保のための枠組みを確立する必要があると思います。

以前いただきました公共交通会議及び名鉄広見線活性化協議会等タイムスケジュールによりますと、現在公共交通研究会を立ち上げられ、その後、公共交通会議を開催されるというスケジュールとなっております。

そこで質問をさせていただきます。

一つ目でございますが、公共交通に関しては体系的な取り組み、つまり交通基本条例制定が必要になってくると考えますけれども、今後これについては、どのようにして取り組んでいけるのでしょうか。

次に、デマンド交通についてでございます。

6月の選挙戦の中、町民の方々のいろいろな声をお聞きいたしました。その中で非常に関心が高かったのが、足の確保についてではなかったかと感じております。この8月に町内の高齢者の方々から、公共交通についての御意見を伺ってまいりました。苦勞して病院やら買い物に出かけられる方が多くおられました。特に上之郷の高齢者の方々は、乗り物を利用しないと病院も買い物にも出かけられないことから、非常に苦勞しておられる様子がよくわかりました。ふれあいバスを利用される方も多く見られますが、行きはバス、帰りはタクシーを利用される方も相当多く見られます。

また、農協の合併により、新しい農協ができて以来、足がなくて農協にお金を引きおろしに行けないという声もよくお聞きしております。

ことしですけれども、1月から3月までの2ヵ月間、上之郷地区で地域の足を考える会の方々によるデマンド交通システムの試験運行がなされました。この実験により、上之郷地区においてはデマンドバスという言葉が広がり、こんな方法もあるんだということを認識された方も多く見られるようになったということは、効果の一つであると思っております。上之郷の高齢者の方々の中には、町の運行によるデマンドの実施を期待される方も非常に多くおられるように思います。

上之郷地区の人口は、ことし1月現在2,041人で高齢化率は31.5%です。町全体の高齢化率の平均より7.8ポイント高い数字となっており、今後さらに少子・高齢化率が高くなると思われれます。しかし、この地区の高齢者の方は、農業に精を出しておられる方も多く、お元気な方が多いのではないかと考えられます。この高齢者の方々が安心して暮らしていける仕組みをつくっていくことが、非常に大切なことではないかと考えております。町長も、今回の選挙のマニフェストで、デマンドバスの導入を掲げておられます。

そこで質問ですが、今後どのようにしてデマンド交通システムについて、交通ビジョンの中に位置づけられ、そして、どのようにしてその実現に向けて取り組んでいかれるのかということをお聞きいたします。

交通政策の三つ目でございますが、地域の公共交通政策を進めていくためには、住民に交通についての関心を持っていただくことが不可欠であり、地域の交通問題は、住民とつくり上げていくという姿勢が大切であると思っております。それは町民の暮らしの問題であるからです。地域に入り、地域に学べという言葉が示すように、地域の問題は、地域の人たちの参加と自治で解決する姿勢も必要だと思っております。

企画課として、地区ごとに公共交通懇談会を開催され、あるいはどこでも出かけていきますよということをおっしゃられて、地域の方々の声をよくお聞きになっているかとは思いますが、もう少しこの交通問題、議論の輪が広がってほしいと思っております。

私も今回、120名ほどの高齢者の方々から、調査票をお配りしてお話を伺ってまいりました。今は車が運転できるけれども、近い将来運転できなくなるから、どうしたらいいのかという不安を持っておられる方も多くおられます。若い世代も含めて、地域公共交通について、地域の問題として話し合いの場を広く持っていただくために、どのようにして町民の関心を高めていくのか、そのお考えを伺えたらと思っております。

最後に、交通問題ですが、名鉄広見線に関してでございます。

名鉄広見線に関しても、公共交通施策の中でどのように位置づけるかは、今後の交通施策を進めていく上で非常に大きな問題だと思っております。

町長は、名鉄広見線対策は、地元東濃高校の活性化こそが広見線対策と位置づけ、対応して

いきますとおっしゃられておられますが、東濃高校に対しては、どのようなアクションを起こしていかれるのか、お伺いをいたします。

以上、大きく4点について、公共交通、デマンドなどお伺いをいたしました。御答弁よろしくをお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

三輪企画調整参事。

企画調整担当参事（三輪康典君）

地域公共交通とデマンド交通システムについてお答えをいたします。

まず、第1番目でございますが、交通基本条例の制定についてお答えをいたします。

まずもって、公共交通の重要性につきましては、議員御指摘のとおり、町民の日常生活や地域づくりを支える重要な要素であり、町としてその確保と効率的な運用に鋭意取り組むべきものと考えております。

その上で、交通施策に関する最近の国・県の動向でございますが、国は去る8月31日に閉会いたしました第177回通常国会に交通基本法案を提出しております。この法案は、人口減少、少子・高齢化の進展、我が国経済の低迷と国際競争力の低下、地球温暖化への対応など、交通を取り巻く社会、経済情勢の著しい変化を背景とし、同時に、これまで国において、交通に関する取り組みについて骨格となる枠組みが存在していなかったため、施策が分野別の対応に終始しがちであったことの反省も踏まえて提案されたと承知しております。

法案には基本理念、国・地方公共団体、事業者、国民等の責務、交通基本計画の策定と国会への年次報告などが盛り込まれておりますが、具体的な施策は別途定める交通基本計画等にゆだねるものとなっております。そのため、極めて厳しい地方の財政事情の中にあって、公共交通を支える財源確保の枠組みがどうなるかなど、具体的な施策の動向について、なお注視をする必要があると考えております。

なお、本法案は今期通常国会では審議に至りませず、現在、閉会中審査となっております。

一方、県の動向ですが、平成16年度に岐阜県総合交通体系指針を策定され、市町村の自主運行バスに対する補助等を行ってきたところです。このビジョンは、平成22年度をもって一応の終期を迎えておりますが、現在その見直しにつきましては、県においてなお検討中と承知しております。

また、6月15日に県内における地域公共交通全体のあり方や、国土交通省の財政支援活用等について検討する岐阜県地域公共交通協議会を新たに立ち上げられました。この協議会には当町も参加し、積極的な提言を行っておりますが、今後県としては、年度内に一定の取りまとめが行われるものと承知しております。

そこで、お尋ねのありました交通基本条例についてでございますが、こうした国・県の動向を踏まえつつ、条例に何を盛り込むのか、実効性をどう確保するのかなどの論点について慎重に検討し、その必要性の有無について適切な時期に判断すべきものと考えております。

なお、本町の当面の課題である名鉄広見線の存続、自主運行バスの効率的な運用につきまして、現在、個別の対処療法的な対応とならないよう、可能な限り相互の連携を図り、町民の皆様が利用しやすく、かつ町の財政運営上も持続可能な仕組みづくりについて鋭意検討しております。年度内の取りまとめを目標としております。

また、御嵩町第四次総合計画の後期基本計画を本年7月に策定、公表したところでありますが、分野別計画の第3章都市基盤に公共交通の項目を立て、鉄道・バス等の公共交通の利便性向上、利用促進などについて明記したところであります。加えて、全体的な公共交通体系のあり方について示した交通基本計画の策定についても明記をしたところでありますので、後期基本計画の計画期間である平成27年度までを目途に、国・県の施策動向を見きわめつつ策定をしております。

続きまして第2点、デマンド交通システム実現への取り組みについてお答えをいたします。

自主運行バスにつきましては、町長施政方針に基づき、例えば広い区域を走行し、所要時間が長く利用者が少ない路線について、現行の定時定路線の仕組み、すなわち乗降客の有無にかかわらず、決まった時間に決まった停留所に行って発車する仕組みを見直し、いわゆるデマンドバスの導入を検討しております。

具体的なイメージとして、バス乗降について事前予約制とし、予約のあった停留所でのみ停車発車すること念頭に置いており、より効率的な運行、サービス向上を実現しようとするものであります。

現在、公共交通会議のワーキンググループとなる町ふれあいバスと公共交通研究会におきまして、議員から御指摘のありました上之郷地区での実証実験の結果を踏まえつつ、公募委員や有識者をまじえ、デマンドバスの導入になじむ地域はどこか、運行ルートはどうすべきか、車両の形態はどうか、実施主体、料金等はどうあるべきかなどの論点について協議しているところであり、年度内の公共交通会議の開催、早期導入に向けて取り組んでまいります。

続きまして第3点、若い世代も含め、地域公共交通への関心をどのように高めていくかについてお答えをいたします。

名鉄広見線の存続問題を初め、課題の多い地域公共交通の活性化については、行政だけの取り組みには限界があり、地域ぐるみでの行動なくしては成り立たない政策分野であり、議員御指摘に同感でございます。

町としては、いかに多くの町民の御理解を得るかがかぎと考えており、そうした観点から6

月から8月にかけて、公共交通に関する町民の皆様との懇談会を実施させていただきました。町内4地区での懇談会に加え、さまざまな集まりに出かけさせていただきましたが、この間の実績は開催14回、参加者数で約180名であり、まだまだ十分とは言えないと考えております。9月以降も機会をとらえ、懇談会を開催させていただき、意識高揚に努めてまいります。

なお、懇談会につきまして、名鉄広見線やふれあいバスの利用者の減少、町の巨額の財政負担の実情など、ともすれば重い話題や議論に終始した感があり、この点は反省点と考えております。

本来、公共交通には安全・安心、人との触れ合い、環境との共生、スローライフといったよいイメージがあると言われております。そうしたイメージを改めて若い世代にも抱いていただけるよう、例えば電車にかかわる映画鑑賞会とセットにするなど、楽しみながら地域公共交通の意義を御理解いただき、公共交通を利用するきっかけとなるような催事が実施できないか検討したいと考えております。

また、最近の新たな取り組みとして、去る7月6日には、岐阜ラジオの「イチオシ地域版」、7月30日から8月5日にかけてケーブルテレビ可児の「いきいきマイタウン」で名鉄広見線活性化協議会の取り組み等を報道していただきました。マスコミ様との連携は極めて有効でありますので、今後とも積極的な情報提供に努めてまいります。町民の意識変容に即効薬はございませんが、限られた時間の中で、引き続き誠心誠意取り組んでまいります。

最後に、4番目の名鉄広見線の存続に関連し、東濃高校に町としてどのようなアクションを起こしていくのかについてお答えをいたします。

平成22年度の名鉄広見線の利用につきましては99万5,000人であり、平成21年度の実績100万9,000人から1万4,000人の減であります。このうち定期外が7,000人の増、通勤定期が2,000人の増、一方、通学定期が2万3,000人の減であります。この通学定期の減は、ごく大ざっぱな推計ではございますが、ざっと32人分の1年間の通学定期の乗車カウントに相当する数値であります。

一方、東濃高校につきましては、定員である1学年160名について、入学者数は定員の3分の2の120名程度、卒業者数は定員の半分の80名程度という実情がございます。もとより名鉄広見線の存続問題は、東濃高校問題のみが要因ではございません。しかしながら、少なくとも東濃高校の定員が充足すれば、現状から利用者は下げどまり、増加に転ずることが十分予想されます。

したがいまして、町といたしましては、東濃高校が160人の定員どおり入学し、そして卒業する高校となっただけで、名鉄広見線の存続問題について大きな要素と考えておりますし、同時にここ御嵩町民の皆様への誇りの復活につながるものと考えております。

去る8月8日、東濃高校の校長先生と町長との意見交換を実施させていただきました。意見交換の中では、東濃高校として進学・就職の充実、部活動の充実、地域社会への貢献、さらには外国人制度の積極育成など、高校の特徴を生かして活性化をしていきたいというお考えを聞くことができました。

その中で若干御紹介いたしますと、部活動につきまして、ロボコン部が中部大学学長杯のロボットコンテスト2011、このコンテストは制御システムを組み込んだ自立型のロボットを製作しまして、その性能を競うロボットコンテストであります。ここに中部地区から各校が参加する中、部門優勝を勝ち取られ、来る9月18日東京で開催される全国大会に出場されるということでもあります。

また、可児工業高校と合同で活動している吹奏楽部は、岐阜県吹奏楽コンクールで金賞を受賞されたということでもありました。

こうした頑張りに対し、町としても何らかの励ましやイメージアップに取り組むべきと考えており、早急に検討し実行に移してまいります。県立高校であるため制約はございますが、情報交換を密にし、魅力ある学校づくりに地域として何が貢献できるのか、今後は定期的に町、東濃高校の実務レベル協議の場を持ち、具体的なアクションに結びつけてまいります。

[11番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

どうも、大変御丁寧な御答弁ありがとうございました。さすが三輪参事さん、県の情報にもよく精通しておられまして、ありがとうございました。

ちょっと再質問をさせていただきたいと思います。

交通基本条例につきましては、先ほど言われましたように何を盛り込むのか、実効性の有無ということで、まだこれは当面検討していくということで、いつごろをめどにというか、そこまではまだお考えがないということで理解してよろしいでしょうか、ということが一つ、もう一つ、デマンドについてですが、早期導入に取り組んでいくような話し合いをしていくということなんですが、この早期導入というのは大体いつごろを考えておられるのか、この2点についてお伺いをいたします。

議長（谷口鈴男君）

三輪企画調整参事。

企画調整担当参事（三輪康典君）

まず、第1点目の交通基本条例につきまして、どのような考えかということでございます。

基本となる国の法体系、施策体系について、なお不透明な要素が多いことは先の答弁で申し上げたとおりであります。それらを見きわめ、まずは条例に盛り込むべき理念・内容等について検討を加えた上で、条例を制定するかどうかについて御議論いただくべきものと考えております。

一例を挙げれば、交通基本法に関する最大の論点とされていた移動権の保障につきましては、政府案ではこれを時期尚早として盛り込んでおりませんが、御嵩町としてどう考えるのか。あるいは、例えば現在の政府案のような理念・責務・計画の策定、国会への年次報告などを盛り込んだ、いわゆる宣言条例的なものでよいのか、その場合どのような実効性があるのかなどなどの論点と考えております。

したがいまして、繰り返しになりますが、交通基本条例につきましては、国・県の動向を踏まえつつ、条例に何を盛り込むのか、実効性をどう確保するのかなどの論点について慎重に検討し、その必要性の有無について適切な時期に判断するべきものと考えております。

2番目のデマンドバスの導入時期につきましては、年内に研究会の成案をまとめ、年度内には公共交通会議にお諮りをしたいと思っております。その後、国との協議等ございますが、それを踏まえまして、できるだけ早期に実施に移してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

[11番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

それでは、次の質問に入ります。

災害廃棄物の広域処理についてでございます。

今回の震災で出た瓦れきは、岩手、宮城、福島の3県で、合計約2,258万トンであると環境省は推計しています。多量の放射性廃棄物が降り注いだであろう福島県の約230万トンについては、環境省は県内の処理を求めていますけれども、岩手、宮城両県の瓦れきについては、被災自治体だけではすべての瓦れきを処分するのは困難であるため、広域処理が必要と判断し、4月に全国の市町村に受け入れを呼びかけております。実際には受け入れるかどうか、受け入れの時期や方法も未定であり、この件につきましても新聞でかまびすしく報道されておりますけれども、4月の段階では汚染はないことを前提にしておりました。

しかし7月に入り、放射性物質で汚染された稲わらを食べた牛の肉が全国的に流通していたことが判明いたしまして、大震災の瓦れきについて、処理の安全性を疑問視する声が高まって

おります。協力を表明した市町村の中には、京都市のように不安を抱いた住民たちの抗議運動も起こってきています。

8月8日発売の「AERA」では、受け入れを表明した市町村の一覧表が掲載されています。岐阜県では可茂衛生施設利用組合が焼却処理に1日処理可能量20トン、年間最大受け入れ可能量2,000トン、破碎作業にも日量7トン、最大1,540トン受け入れの手を挙げているとの報道がなされています。

大震災の被災地の方々のために何か役に立ちたいという思いと、放射能汚染された瓦れきを引き受けることは別の次元の問題であると思います。放射性物質が全国的に拡散されることは非常に危険であると思っております。安全な地域では安全な食べ物を供給するとか、子供たちを受け入れるとか、別の使命があるはずだと思っております。さらに9月1日の朝日新聞では、下呂市が受け入れ方針を撤回、住民不安に配慮という記事が掲載されております。

そこで質問をさせていただきます。

受け入れを表明していることについて、町としてはどのように考えておられますか。

2番目に、御嵩町及び近隣の安全確保のために、どのような方針で臨んでいかれるでしょうか、以上2点についてお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

渡邊町長。

町長（渡邊公夫君）

それでは、岡本隆子議員の御質問にお答えをいたします。

きょうはマスコミの方も多くお見えになりますので、否定的なことを言ってしまうとなかなか難しい部分があるかと思いますが、この件に関しては、報道というものが、すべてを、また正確に伝えているかというテーマが横たわっているかと思います。そういったたぐいの質問になったというふうに思います。

また、この件に関しては、非常に大きなタイムラグがあるということでもありますので、当然タイムラグがあったことによって、対応・対策が違ってくるということもございますので、そのあたりについても御理解をいただきたいと思えます。

まず、整理をいたしますと、本年4月8日環境省から県へ、11日、県廃棄物対策課から各市町村廃棄物担当課長及び各一部事務組合等管理者への依頼がございました。それは、内容としては、東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理体制の構築に関する調査であります。これにこたえたわけではありますが、そこでこたえた側の基本的な姿勢と申しますか、受け取り方に2種類あったというふうに思われます。

一つの受け取り方としては、文章を読めばそう受け取ってもいたし方ないなどは思っており

ますけれど、実際に受け入れを前提とした回答をした団体があり、またもう1点は、単純に現段階での物理的可能性、つまり余裕がどれだけあるのかという可能性について量を示したという団体がございます。この2点であります。可茂衛生施設利用組合は、後者の物理的な可能量として回答したと報告を受けております。

一昨日になりますが、9月5日可児市議会、教育部長及び市長の答弁を少し入手しましたので御紹介をいたしますと、部長さんからの答弁で、「災害廃棄物の受け入れ可能な量について調査があり、物理的に処理可能な量をその時点で答えたもので、受け入れ方針を決定したものでなく、受け入れを表明したのものでもない。また調査以降、組合または市に対して、具体的な要望、問い合わせは現時点では一切なく、新聞報道は誤解を生じかねない内容であったと考えております」と答弁しておられます。

もう1点は、ささゆりのプラントメーカーとなるわけですが、プラントメーカーに確認をしたところ、ささゆりの施設・設備は放射能に対応できる施設ではないと回答を得たと答弁しております。

その後、市長の答弁として、「現段階で受け入れが安全であるとの説明ができる状況ではないと考えている。もちろん被災地域の復興にはできるだけ早く対応しなければならない、これは重要なこととは理解している。しかしながら、市民の皆さんや関係市町村に説明できる状況ではないと考えております。御理解をいただける状況ではないと考えております」と答弁しておられます。

4月11日の段階では、放射能汚染についての情報はほとんど提供されていない状況であります。震災から約6ヵ月が経過した現在、軽々に判断できる状況ではないと、状況は変わったと私自身も考えております。

可茂衛生施設利用組合の管理者は可児市長でありますけれども、御嵩町長と御嵩町議会議長は組合議会の議員であります。したがって、組合議会に諮られることもなく物事が決まってくということはありませんので、今回のこの御質問については、これ以外にお答えすることはないのではないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

[11番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

それでは、最後の質問に移ります。

柳川元町長襲撃事件についてでございます。

柳川元御嵩町長の襲撃から、はや15年が過ぎようとしておりまして、いよいよ時効が迫ってきております。この事件による被害者の柳川氏は、平成21年6月3日に岐阜県知事より公務災害の認定を受けられておられます。このことについて質問をいたします。

この事件は公務中に起きた事件であると、古田知事からもお墨つきをいただいているわけでございますけれども、ことし10月、いよいよ時効を迎えようとしております。柳川氏は過去の人だからといって、この事件をこのまま風化させてしまっているのでしょうか。町として何か対応を考えておられるのでしょうか。

例えば先日の県警本部長のごあいさつにも載ってございましたけれども、あと時効までわずかということで、捜査をしっかりとやるという報道でございましたけれども、町として時効までの捜査への県の働きかけ、それから柳川町長の功劳の顕彰、あるいは柳川町長が襲撃された1996年10月30日ですけれども、この日は御嵩町の言論の自由を守る日であるとか、御嵩町の民主主義を守る日であるとか、そういった声明を発表するなど、そういったアクションを何か考えておられるのかということをお尋ねいたします。

この柳川町長のちょうど同じころですけれども、栃木県の鹿沼市というところで、産廃事件に絡みまして職員が殺害をされてしまったという事件がございました。これはこのときに行政対象暴力ということで、広く柳川氏の事件とともに行政マンがその被害に遭った、対象になったということで、行政対象暴力という言葉がそのときから知られるようになったわけですが、このときは柳川さんが襲撃されたわけですが、ひょっとしたら御嵩町のほかの職員の方がねらわれたかもしれない、そんな危うさも含んでおるような事件でございました。

そういったことに対して、これをこのまま時効だということで、町として知らん顔をしていいのか、このことをきちっと若い世代にも伝えていく必要があるのではないかと、そういったことを感じておりますので、行政としてのお考えをお聞かせいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

渡邊町長。

町長（渡邊公夫君）

岡本議員の柳川元町長襲撃事件に対する質問にお答えをいたします。

過去の人という言葉であります。一番使ってはならないのは私かと戒めてきたところがあります。ただ4年間、後を引き継いで町長という仕事をさせていただいたという立場からいけば、御嵩町の中で一番強く、過去の人ということを感じてきた立場でもあります。

過去の人となられたのは、任期満了の翌日からなっておられますので、本当にそれをひしひ

し感じながらの4年間でありました。私もいずれ同じ立場になると、翌日から一町民と。柳川さんの場合は名古屋へ行かれましたので、御嵩町民でもなくなったということでありますけれど、少なくとも肩書が取れば、本当に過去の人となるということを切実に感じてまいりました。

いわゆる支持者、柳川さんに町長になってくれと言った立場からいいますと、少なくとも過去の人と言われるのは仕方ありませんけれど、その評価を下げるようなことはしてはならないと。一番いいのは、そっとしておくというのが一番いいと、私自身この4年間心がけてきたつもりであります。4年前の選挙では、そろそろ柳川さんから卒業しましょうよと町民に訴えて選挙を行ったわけでありますので、少なくともこの4年間、卒業できたというふうには思っております。

残念ながら昨今、先日の選挙以降いろんなことが取りざたされておりますけれど、これも支持者の立場であるならば、最大限の配慮が必要かというふうには思います。

この襲撃事件に対するこの場で答弁させていただく町長の立場というものは、非常に微妙なところにあると、非常に難しいということが言えます。一私人として私の思っていること、また公人としての私が言えることとは、非常に落差があるという厳しさを今感じております。

古田知事のお墨つきという言葉も出ましたけれど、古田知事も実際には地方公務員災害補償基金岐阜県支部長という立場で、いわゆる公務災害という形での判断をされたと。岐阜県知事として判断しろということになったら、どうであったのかなあということだと思います。

事件の時効を迎えるに当たりまして、御嵩町としての何か対応について考えているかということではありますが、御嵩町として主たる位置づけでの対応は考えてはおりません。柳川町政時代にも住民投票であるとか、行政対象暴力であるとかについての講演会やイベントが多くありましたけれど、一度も町が主催したことはございません。後援もほとんどつけていただけなかった。後援がつきますと、少なくとも広報が使えるであるとか、送迎のバスが使えるというようなことにもなりますので、私も随分いろんなことにかかわってまいりましたが、柳川元町長にそうした交渉をしても、ほとんど受け入れていただけなかったということ、今非常にその場その場では腹立たしく思ったこともあります、何とか開催にこぎつけていったという経験を本当に幾度もしてまいりました。

ただ、今振り返りますと、柳川さんの選択はいい選択をされたのではないのかということも思っております。こういう事案に関して言うならば、やはり住民がその気になってボトムアップでやるのが本当の姿だというふうに思っております。

行政対象暴力か否かの判断についても、いわゆる公私で考え方といいますか、口に出せる範囲が違ってくるといふ部分がございます。これについての広義の解釈をするのか、狭義の解釈

をするのかで、その判断基準が問われるところとなるかと思えます。

何か具体的なイベント等の計画はあるかというお話、また動きはするのかというお話ですが、先ほど申し上げたように、主たる立場で動きというものは、現在のところ考えておりません。イベント等々おやりになるのであれば、私は後援ぐらいはつけるべきだとは思っておりますので、そうしたものを利用しながら、町民手づくりの講演等々をやっていただければと思います。私もスケジュールが詰まってきておりますので、でき得る限り出席はしたいというふうには思っております。

ただ、これは行政からもそうでありますけれど、議会からも決議という形で岐阜県警に対しての意見書という方法もありますので、行政だけが一方的に何かをやれという話ではございませんので、ぜひ、そういう点についても議会で議論をしていただけたらというふうに思います。行政の場合はこうしたものを決定するのは、何やかんやと申し上げても町長がどうするかというところで決まていきますので、今後も時効を迎えるに当たって、何をすべきかという点については考えていきたいというふうに思っております。

功労の顕彰についてということではありますが、私は柳川さん自身をずうっと見てまいりました。もともとそういうものをいただいて喜ばれるようなタイプではありませんでしたので、全く実際に考えておりませんでした。今回の質問を受けるに当たって、担当者が文書を持ってきました。これが町長退任時に叙勲等栄転に関する申し入れ書の提出を、柳川さん自身がおられます。これらを一併辞退するという申し入れ書をしておられますので、それを見つつ、らしいなということをもって確認をさせていただきましたので、町からのそうしたものは一切考えてはおりません。以上であります。

〔11番議員挙手〕

議長（谷口鈴男君）

岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

御答弁ありがとうございました。

一私人として思っていること、公人として言えることで落差があるという中で御答弁いただきまして、ありがとうございました。

きょう、朝日新聞にタイムリーなことに社会面にこういう新聞記事が載りました。「迷宮入り許さぬ」ということで、これは柳川町長の朝日新聞が取材をされた記事でございますけれども、本当にこの10月30日、時効になってしまうことについて非常に残念に思っています。町長はそのことについては、まだちょっと含みのある御答弁だったと思いますが、ぜひ、行政としても、何か県警に対して働きかけていただけるようなことをやっていただけるとありがたいか

なあと思っております。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開予定時刻は10時50分といたします。

午前10時36分 休憩

午前10時50分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

それでは本日の質問者、早くも最後の質問者となりましたが、よろしく願いいたします。

議長よりお許しをいただきましたので、通告いたしました大きく分けて4点について質問させていただきます。

初めに、認知症予防の一案として、聴覚検査を実施していただけないかということについてお伺いをいたします。

超高齢社会となり、慢性的に医療や介護を必要とする高齢者が年々増加をしております。高齢者が尊厳ある生活を維持するためには、コミュニケーションの維持が必至でございますが、それを妨げるのが認知症であります。私が調べたところによりますと、埼玉県坂戸市・鶴ヶ島医師会では、地元自治体である坂戸市・鶴ヶ島市の協力のもと、平成18年より基本健診時に聴覚検査を実施し、特定健診に移行してからも続けられております。聞こえはコミュニケーションの基本であり、難聴が認知症を引き起こす原因の一つであることに注目をしての取り組みということでもあります。

厚生労働省の調査によりますと、65歳以上の人のうち、聞こえづらいと自覚してみえるのは21.6%、70歳以上では25.2%、4人に1人は難聴を自覚しておられます。また、耳鼻科医の田崎洋氏によれば、加齢性難聴の発症頻度は65歳以上で30%、75歳以上で60%、85歳以上では80%を超えてと言われております。加齢による難聴は老人性難聴とも呼ばれ、高い音が聞こえにくくなるのが特徴で、連続した音が途切れて聞こえるために聞き間違いが多くなり、会話もスムーズに進まなくなります。ただ、低い音は比較的聞こえるために、ちょっとおかしいな、年のせいかなと、耳鼻科の受診を延ばしてしまいがちで、早期発見を逃し、治療を困難にして

おります。

難聴であることから社会的参加ができづらくなったり、家庭内でも孤立することにより生きがいを失い、閉じこもりや、うつ、認知症へと進展させないためには、定期的な健診を地域で行っていくことが有効と考えます。

さきに述べました坂戸・鶴ヶ島医師会による坂戸市・鶴ヶ島市での定期検診実施の結果、平成19年で9,653人が受診をし、575人に異常が認められ、専門医への再受診を勧奨したということでありました。

また、検査の際に使用する簡易聴力チェッカーは、2010年12月に鶴ヶ島耳鼻咽喉科診療所の小川医師により考案・開発をされており、内科医により検査から専門医へ受診を勧奨するというような形で採用できるようになっております。先ほどお話ししました鶴ヶ島市では、この簡易聴覚チェッカー「ペンギンボイス」と言いますが、これを活用し、市の職員が要支援の方、介護認定には至らぬ2次予防高齢者、また老人会などに参加されている元気な高齢者の皆さんらが活動されている体操教室とか、生きがい対策デイケアなどのところへ行き、聴覚チェックをし、その結果で耳鼻科医に診てもらうように勧奨をしてみえます。

この簡易聴覚チェッカーは、音だけではなく、例えばペンギン、飛行機、日比谷、7時などの言葉を発し、また長谷川式の認知症チェックを考慮した、きょうは何年何月何日何曜日ですかとか、三つの言葉、桜、猫、電車を覚えておいてくださいなどの質問も発します。鶴ヶ島市では、チェックの希望をとって希望者に行うそうですが、ほぼ全員が希望されるそうで、血压をはかるように、気軽にそういった機会を設けることが大切だと考えます。高齢者が尊厳ある生活を維持するため、介護予防の充実のため、当町でも特定健診に聴力検査を導入することについてのお考えをお伺いしたいと思います。

また、簡易聴覚チェッカーを使って高齢者が集まる場所、例えばアットホーム、フラットハウス、みたけ健康館、老人憩いの家などにおいて、聴覚チェックを実施することについても、町の御見解をお伺いしたいと思います。

次に、2番目に任意予防接種の助成についてお伺いをいたします。

子宮頸がんワクチンの接種は、本年2月より中学生と高校1年生の女子を対象に、国が2分の1、町が2分の1の負担で全額無料接種を実施していただいております。対象となる子供さんの保護者の皆さんには大変喜んでいただいているところでありますが、3月よりワクチンの供給不足により予約ができない状況があり、夏ごろまでには供給見込みと伺っておりますが、現在は予約接種が行われていますでしょうか。唯一予防できるがんということから、できる限りワクチンの接種を受けていただき、後に検診を受けることで、悲しい思いをする女性がいなくなることを願いたいものです。

また、乳幼児に対しますヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンにつきましては、接種の一時見合わせの期間がありましたが、現在では再開されているようであります。最近では、テレビでのコマーシャルでも接種を促しているようであります。しかし、これらの任意予防接種の2分の1の助成は、国の23年度の単年度事業ということで、24年度は継続か廃止か不明の状態であります。24年度廃止となれば、本年9月までに初回接種をとということになります。御嵩町としては、今後全額助成に対しどのように考えておられますか。

9月議会が終了すれば、来年度の予算編成に入るかと思いますが、ぜひとも全額助成が継続して行われるよう取り組んでいただきたいと思います。担当部局の見解をお伺いいたします。

3番目に、学校施設の防災機能についてお伺いいたします。

3・11東日本大震災、また先日には台風12号の豪雨災害で被災された皆様がたくさんおられます。心よりお見舞いを申し上げます。そしてまた、日に日に被害の大きさがわかってきておりますが、自然災害というものは、どこに住んでいても人ごとではないということを痛感しております。そして、近々発生するであろう東海・東南海地震などの災害が発生した場合に、学校施設が果たすべき役割は、一つには児童・生徒や教師の安全確保であり、地震に強い学校施設が喫緊の課題であり、学校の耐震化は順次進めてきているところであります。また、学校施設は地域住民の応急的な避難場所としての役割を担っていることから、耐震性の確保に加え、避難生活に必要な機能を備えておくことが求められております。

東日本大震災では、ピーク時には622校が応急避難所となり、7月17日の時点では96校が避難所となっております。この避難所となった学校では、電気や水の確保、暖房設備の不足、通信の途絶などさまざまな課題が生じてきておりました。

このような状況を受け、国立教育政策研究所では、全国の公立学校を対象に5月1日現在の学校施設の防災機能に関する実態調査を行いました。資料として請求してあります。調査結果を配付していただいておりますが、この調査に対する御嵩町の回答をお示しください。

また、この調査結果を踏まえ、学校施設における防災機能を向上させる必要性についての見解と今後の取り組みについてお伺いをいたします。また、学校を避難所として運営をするためには、防災担当部局と教育委員会が連携・協力をし、避難所の運営マニュアルを作成しておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

学校施設の防災機能の整備財源につきましては、文部科学省の補助金のほかに内閣府や国土交通省の制度も活用できるということではありますが、あまり認知されておらず、ほとんど利用されていないようであります。このような財政支援制度を利用し、いざというときに住民の避難所として十分機能できるよう、学校施設の防災機能を向上させる取り組みをお願いしたいと考えております。

最後に、7月の議会で質問いたしました災害時の被災者支援システムの導入について、再度お伺いいたします。

7月1日に開催されました県議会の一般質問で、被災者支援システムの早期導入を求めた質問に対し、県の危機管理統括監の答弁は、現在利用登録しているのは大垣市、高山市、多治見市、関市、本巣市、海津市の6市、県として今後システム導入の説明会を開催するなど、市町村に対し早期導入に向け、積極的な働きかけを行っていくというものでありました。

7月11日の私の質問に対し、鍵谷部長は7月13日に県の説明会があるので、説明を聞いた上で考えるとお答えされました。災害発生時の住民基本台帳と家屋台帳のデータをベースに、被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで、罹災証明の発行から支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去などを一元的に管理できる被災者支援システムを導入することに対して、県の説明をお聞きになった上での御見解をお伺いしたいと思います。

以上4点、明快な御答弁、よろしくお伺いいたします。

議長（谷口鈴男君）

額部部長。

民生部長（額部久美君）

それでは、大沢議員の質問にお答えをしたいと思います。

1点目は、認知症予防のために高齢者の聴覚検査の実施についてであります。

近年難聴を有する成人は、そうでない成人に比べて認知症リスクは高く、難聴である度合いが重度であるほど、そのリスクが高くなるのが新しい研究によって示唆されております。アメリカの国立老化研究所では、36歳から90歳の男女639人を対象に、難聴と認知症との関連について、追跡調査を含め19年間にわたる研究によりますと、被験者125人が軽度、53人が中度の難聴と診断をされ、最終報告としまして、この中の58例が認知症に、そのうちの37例がアルツハイマー症という結果が得られ、難聴の度合いが中度から重度にある患者では、リスクが顕著に増大していることが判明をしております。

高齢者に聴力障害が多く、老人性難聴と判断している向きもございますが、このような疫学的調査により、認知症に実際には難聴が大きなかかわりがあると指摘をされていることに加え、お年寄りが寝たきりになる一つの要因として耳の疾患が上げられており、耳が聞こえにくくなる、あるいは聞こえなくなったということによって、家族とのコミュニケーションがうまくとれず、疎外感を抱いたり、外に出ることが億病になったりすることによって、閉じこもりになることなどが上げられております。

現在、町では高齢者を対象にした聴力検査は健診メニューにはございませんが、これらの研究がさらに進み、その因果関係が明らかになる状況を踏まえ、御質問いただきました高齢者の

聴覚チェックにつきましては、今後の課題として検討を重ねてまいりたいと思います。

2点目の質問でございますが、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン接種の事業継続についてのお尋ねでございます。

御質問の3種ワクチン接種につきましては、平成23年2月1日から、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を活用し、県に創設された基金による助成を受けまして、御嵩町では実施しているところであります。

この事業は、平成22、23年度の事業であり、平成24年度以降につきましては、制度導入当初、国は今後も本事業の実施状況等を踏まえながら、円滑に事業を実施できるよう検討していくという方向性は示されているものの、現時点での具体的な見通し、方向性は定まっていない状況にあります。

御質問の平成24年度の事業継続につきましては、国の方針は決定しておりませんが、3種ワクチンについてWHOは接種を勧告しており、先進7カ国で日本だけが定期接種を未実施であることから、厚生労働省の予防接種部会は3種ワクチンについて無料で接種が受けられるよう、予防接種法の定期接種に位置づける方向で検討すべきだとする意見書を厚生労働大臣に提出しており、これを受け、平成22、23年度補助事業としてきた経緯を踏まえ、町長方針としまして、御嵩町では平成24年度も継続して事業を実施していくこととしております。

この事業において重要なことは、事業の効果をより一層高めていくこととあります。そのためには接種率を向上させることと認識をしており、さらなる周知の徹底を図ってまいりたいと思います。

また、ワクチンの供給状況の御質問がございましたが、現在は支障はなく予約を受け付けているという状況でございます。

最後になりますが、24年度以降につきましても、3種ワクチンが補助事業として引き続き接種が可能となるよう、関係機関に対する予算要望時等、機会をとらえて要望してまいりたいと、このように考えております。以上で答弁とさせていただきます。

議長（谷口鈴男君）

鍵谷総務部長。

総務部長（鍵谷昌孝君）

それでは、大沢議員の御質問の学校の防災機能についてお答えをしたいと思います。

まず、第1点目ですけれども、避難所に指定されている町内公立学校の防災の実態はどうであったかという御質問にお答えいたします。

今回、一般質問の資料で提出しました学校施設の防災機能に関する実態調査結果の調査項目に従ってお答えをしたいと思います。事前に少しお断りをさせていただきますと、私が答え

る対象は町立の小・中学校の実態でありますので、よろしくお願いをいたします。なお、本町では、町内小・中学校のすべてが避難所に指定をされております。

質問項目の1点目、体育館にトイレの有無は、屋内トイレがあり、2点目、屋外から利用できるトイレの有無は、プールに隣接した屋外トイレがあります。3点目、学校の敷地内に防災倉庫、備蓄倉庫の有無は、対象の学校すべてがありません。4点目、水を確保する設備については、対象とするすべての学校で貯水槽、井戸はありません。またプールの浄水装置についても、すべての学校でなしであります。5点目、停電に備えた自家発電設備の有無は、すべての学校で可搬型発電機を含めて設備はしておりません。6点目、非常用の通信装置の有無は、各学校に災害時優先電話が1回線あります。また防災無線については、学校から一方的に校下エリア単位で放送が可能です。

③の避難所機能を考慮した災害対応マニュアルを作成しているかの問いでは、本町の現状はしていない。以上の調査での回答をいたしております。

次に、防災機能の向上の必要性についての見解と、今後の取り組みについてお答えをいたします。

東日本大震災では、学校施設が避難所として大きな役割を担っていることは言うまでもなく明らかであり、本町の学校施設の防災機能の実態は、今述べましたように施設の耐震化は済ませておりますが、避難所としてはとても十分と言えるものではなく、防災機能の向上が喫緊の課題であることは論を待たないところであります。

したがって、今後ハード面の取り組みといたしまして、町長のマニフェストの一つでもある災害に強いまちづくりの一環として、学校を含む町内の指定された避難所施設について、発電、蓄電、貯水設備等の整備を有利な財源を確保しながら段階的に導入し、災害時において一定期間エネルギー等が自給できる自立型避難所を目指していきたいと思っております。

またソフト面では、岐阜県教育委員会からも、学校が避難所となった場合を想定したマニュアルの策定が指示されている状況にあり、学校側からもそれぞれの学校が避難所として果たすべき役割などについて、町防災担当部局と協議を行っていききたいと、積極的に考えられている状況であります。

今後の取り組みとしましては、避難所開設時の教職員との連携について、大地震、風水害などの災害の規模ごとに、また学校に児童・生徒がいる場合、またはいない場合を区別して、早急に教職員と防災担当部局で対応できる体制をつくっていききたいと考えております。

町防災担当部局と学校の連携については、ただいま御説明した状況でございますので、早急に連携をとってやっていきたいと考えております。

最後に、被災者支援システムについての御質問にお答えをいたします。

第2回定例会におきまして、西宮市が開発した災害支援システムに関して、本町での導入について大沢議員から御質問があり、その答弁で7月13日に県内の市町村防災担当者への概要説明会が県主催であるので、この説明会に出席し、システムの理解を深めた上で、導入について前向きに検討したいと、このように回答させていただいた経緯がございます。

この西宮市の災害支援システムは汎用Webシステムとしてリニューアルされ、全国の地方自治体に無償で公開・提供されており、岐阜県では財団法人、岐阜県行政情報センターが本年8月までに県下の市町村に導入の意向調査を行っており、本町はこの調査に導入の意向と回答したところでございます。

また、県下では、現在14市町村が導入し、今回の8月末までの調査で、本町を含めてさらに十数市町村が新たに導入するものと思われれます。以上で説明を終わらせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

お二方とも前向きな御答弁ありがとうございます。

鍵谷部長に一つお聞きしたいと思いますが、今回質問するというので、このような学校での実態調査を行ったことを示してくださいということを申し上げましたけれども、それ以前に、この調査が行われた段階で、こういったことが調査を行われてということは、防災担当部局としてお聞きになってみえませんでしたでしょうか。

議長（谷口鈴男君）

鍵谷部長。

総務部長（鍵谷昌孝君）

今回大沢議員の御質問で、これは学校の方が回答をしております、防災の担当部局としては、こういった調査があることは存じておりませんでした。

[10番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

そこがなかなか連携ができていないということだと思います。

今回いろんな災害が最近起きてくる中で、喫緊の課題といたしますか、そういったことでいろんなことが出てきてはおりますけれども、こういった調査といたしますか、研究は19年ごろにも同じところがいろいろな研究を提言したりしておりますので、そういったことから、本当に学

校は避難所という看板がかかっております、学校の入り口には。避難所というのは、ただ人が集まるだけというところではないので、そういった機能の面をしっかりと整備していただいて、本当に安心して避難できる場所という形にしていただきたいと思います。

前向きな御答弁でございましたので、今後また進捗状況についても随時お尋ねしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。そして、被災者支援システムを導入ということで、今後また状況をお聞きしていくようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そして、民生部長の方も明快な御答弁いただきまして、24年度以降もこの予防接種については継続していただけるということで、本当にありがたいことだと思っております。

そして、一番最初に質問いたしました聴覚検査の一つのチェッカーと申しますか、そういう機械がありますが、本当に一般的な専門医での聴覚検査と申しますと、またお金もそのたんびにかかってくるかもしれないんですが、こういった簡易聴覚検査の機械というのができておりまして、こういった機械を1台、2台購入していただいて、まず簡単に検査をしていただいて、そして専門医の方に、また少し認知症の疑いがあるんじゃないかということまで、この機械では見られるということでもありますので、そういったものを利用していただいて、専門医への受診を勧めていただけるような体制にさせていただけたらと思っておりますので、前向きな御答弁でありましたので御期待いたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

これで大沢まり子さんの一般質問を終わります。

以上で、通告のありました町政一般に対する質問は終了いたしました。

議案の委員会付託

議長（谷口鈴男君）

日程第3、議案の委員会付託を行います。

本定例会に付議されています認定第1号から認定第7号までの7件について、質疑の上、各常任委員会に付託したいと思います。

議長（谷口鈴男君）

それでは、認定第1号 平成22年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

決算書の主要な施策の成果に関する説明書の水色の表紙の8ページで、これは所属総務課財務係となっております。私は総務の方ですけれども、いろんな分野にかかわっていることですので、この場でお尋ねをいたしたいと思います。

まず、これの下から三つ目の枠の決算書31ページ、10号2の1の2の電源立地地域対策交付金ですけれども、この使い道なんです。この中で立地分というのが全部で5件ある中の三つが立地分となっております。保育所等運営事業、それから学校給食センター運営事業、義務教育就学児福祉医療助成事業というものが全部で1億5,221万9,460円分の立地分が充ててあります。20.7%増という説明だったんですけれども、この電源立地交付金というものは期限が限られておまして、平成27年度までの交付金だというふうに伺っておりますけれども、こういう期限が限られているものを、こういった給食センターの運営費だとか、それから保育所の人件費だとか医療費の助成だとか、こういったことに使っていますと、これは経常経費ですので、この先、電源立地の交付金が切られた場合にどうするかという問題が生じてくるかと思うんですが、このことについてどういうふうに考えていくのかということについてお伺いをいたします。

議長（谷口鈴男君）

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

それでは、岡本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、御質問のありました電源立地地域対策交付金の使い道の関係なんです。御嵩町は電源立地地域対策交付金事業につきましては、平成14年度から交付金の交付を受けております。当初の交付金の使い道としましては、ハード事業ということで交付金の使途を定めて使用しておりましたが、平成20年度からその運用方法につきましては、利用方法が拡大されまして、ソフト事業についても電源立地交付金を充てることができるということで、平成20年度以降につきましては、ソフト・ハードということで進めておまして、最近につきましては、今御指摘のありましたように人件費等の事業に充てているというところでもあります。

確かに経常経費という意味では、この電源立地交付金は平成27年度までの交付事業でありますので、27年度以降につきましては、交付がないということではありますが、交付金を有効に活用していきたいということで、現在のところその運用方法に従いまして、保育所、それから学校給食センター、介護センター等の人件費に電源立地交付金を充てて使用しているというところ

ろであります。以上です。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで認定第1号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第1号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、認定第1号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

なお、認定第1号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託しましたが、民生文教常任委員会の所管部分につきましては民生文教常任委員会で審査をしていただき、総務建設産業常任委員長にその審査結果の報告をしていただきますようお願いをいたします。

議長（谷口鈴男君）

認定第2号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第2号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第2号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、認定第2号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（谷口鈴男君）

認定第3号 平成22年度御嵩町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第3号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第3号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしという声がありましたので、異議なしと認めます。よって、認定第3号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（谷口鈴男君）

認定第4号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第4号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第4号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、認定第4号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

議長（谷口鈴男君）

認定第5号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第5号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第5号につきましては、民生文教常任委員

会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、認定第5号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（谷口鈴男君）

認定第6号 平成22年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第6号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第6号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、認定第6号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（谷口鈴男君）

認定第7号 平成22年度御嵩町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 佐谷時繁君。

12番（佐谷時繁君）

確認をさせていただきたいんですが、いただいている資料の中で、平成22年度未収金内訳というのが出ておりまして、最後のところに約8,000万ということになっているんですが、これは非常に大きな金額かなというふうには思いますが、これの担当部局としての評価、あるいはこれの処置・処理、今後の対応、どのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（谷口鈴男君）

亀井上下水道課長。

上下水道課長（亀井孝年君）

それでは、お答えさせていただきます。

議員御質問の件につきましては、別紙でつづらせていただきました平成22年度未収金内訳表の決算額合計が8,000万円の件につきまして、御答弁させていただきます。

御承知のように水道会計につきましては、発生主義の原則をとっております。3月31日現在の決算を数値として上げさせていただいております。いわゆる一般会計におきましては、出納閉鎖期間の5月31日までの数値がこの決算書に載っておるわけですが、水道会計におきましては、3月31日現在の数値が決算書に載っておりますので、この未収金につきましては、23年度において収入が期待できるものとして考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

12番 佐谷時繁君。

12番（佐谷時繁君）

会計の処理についてはわかりますが、それじゃあ23年度に、なかなか答えにくいかもしれませんが、課長の判断というか思いで、23年度でほぼこの金額がクリアできるのかどうか。その辺の感想というか、数字ですから確実な数字はなかなか出にくいと思いますが、その辺の御見解を伺いたいと思います。

議長（谷口鈴男君）

亀井上下水道課長。

上下水道課長（亀井孝年君）

お答えさせていただきます。

基本的には水道使用料という欄がございますが、この水道使用料につきましては、例年どこの課でもそうでございますが、収納率が100%ということはございませんが、基本的には滞納額を除いた分以外は入ってくるということでございまして、それ以外の金額におきましては、全額収納できるというふうに考えております。以上です。

議長（谷口鈴男君）

よろしゅうございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、質疑なしと認めます。

これで認定第7号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第7号につきまして、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、認定第7号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

散会の宣告

議長（谷口鈴男君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月13日に民生文教常任委員会、14日に総務建設産業常任委員会をそれぞれ開催していただきますようお願いをいたします。

次の本会議は9月16日の午前9時より開会をいたしますので、よろしくをお願いをいたします。

これにて散会をいたします。御苦労さまでした。

なお、議員の皆さん方につきましては、全員協議会を午後1時から開催をしたいと思いますので、よろしくをお願いをいたします。

午前11時34分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員